

● 農業水利施設の対策事業の紹介

ポンプ・樋門・水路などの農業水利施設の補修・更新事業

農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業基幹水利施設保全型）
事業内容： ①県営造成施設について機能診断を行い、機能保全計画を策定 ②国営・県営土地改良事業で造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、機能保全計画に基づく対策工事 ③突発的事故に対する緊急対策工事
事業主体： 県、市町、施設管理者等
採択要件： ①国営・県営土地改良事業で造成された基幹的施設 ②末端支配面積 100ha 以上（田以外の場合、20ha 以上） ③機能保全計画に基づくもの（対策工事）
補助率等： 国 50%，県 15～20%
農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業地域農業水利施設保全型）
事業内容： ①団体営造成施設について機能保全計画を策定 ②団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事 ③突発的事故に対する緊急対策工事
事業主体： 市町、施設管理者等
採択要件： ①基幹水利施設ストックマネジメント実施方針対象施設以外 ②総事業費（対策工事）30 百万円以上 ③受益面積 10ha 以上 ④機能保全計画に基づくもの（対策工事）
補助率等： 国 50%，県 15%
農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業基幹水利施設整備型）
事業内容： 1 農業水利システム保全計画策定事業 ①水利施設等の機能診断 ②水利用と管理の在り方の技術的検討 ③農業水利システム保全計画の作成 2 管理省力化施設整備事業 ①省力化のための農業水利施設の整備 ②畑地化等のための農業水利施設の整備
事業主体： 県、市町、土地改良区等
採択要件： ①水利地域水田農業ビジョンが策定されていること ②水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた、農業水利システム保全計画の策定が確実なこと ③水利区域の農用地面積は 20ha 以上（中山間地域は 10ha 以上）かつ、一連の水利システムに係る区域の農用地面積が、100ha 以上（中山間地域は 60ha 以上）
補助率等： 国 50%，県 15%
土地改良施設維持管理適正化事業
事業内容： ①団体営規模以上の事業により造成された施設 ②地元及び県の整備に係る負担金は、5 年間分割で広島県土地改良事業団体連合会を經由し、全国土地改良事業団体連合会に拠出され積立てられ、拠出期間 5 年間のうちの 1 年で整備事業を実施する。
事業主体： 市町、土地改良区等
採択要件： ① 1 地区当たり 2 百万円以上 ②水土総合強化推進事業（円滑化事業）による点検診断を実施していること
補助率等： 国 3/10，県 3/10
多面的機能支払交付金 （資源向上活動：施設の長寿命化のための活動）
事業内容： 農業用施設の長寿命化を図るための活動を支援 基礎支援 活動組織に対し 10a 当たり次の単価を交付 田：4,400 円、畑：2,000 円、草地：400 円
事業主体： 市町、活動組織
採択要件： ①資源向上支払（共同活動）により、共同活動を実施している地域 ②保全計画の作成
補助率等： 国 1/2，県 1/4，市町 1/4